

告 示

埼玉県告示第七百九十一号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 開催日時

平成三十年九月六日（木）及び九月七日（金）

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

二 開催場所

埼玉県熊谷市須賀広七百八十四番地

埼玉県農業技術研究センター 研修・資料展示館一階 第一会議室

三 講習の内容

イ 家畜の取引に関する法令 四時間

ロ 家畜の品種及び特徴 四時間

ハ 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

イ 提出書類

平成三十年度埼玉県家畜商講習会開催要綱に規定する受講申請書等

ロ 提出先

県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する家畜保健衛生所へ提出する

こと。

県内に住所を有しない者は、埼玉県農林部畜産安全課へ提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

ハ 受付期間

平成三十年七月二十六日（木）から八月十六日（木）まで

郵送の場合は、平成三十年八月十六日までの消印のあるものに限る。

五 手数料の納付

三千五百円相当額の埼玉県証紙を受講申請書に貼付して納付すること。

六 その他

詳細については、埼玉県農林部畜産安全課（電話〇四八―八三〇―四一九三）に問い合わせること。